

認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) の概要と現状



厚生労働省子ども家庭局
総務課少子化総合対策室

認可外保育施設に関する指導監督の枠組み

○児童福祉法では、認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）も含む）の**届出**や**定期報告**、**情報の公表**、**市町村への通知**等が規定されている。

届出

- 認可外保育施設を設置した者は、事業開始日から**1か月以内**に都道府県知事への**届出が必要**。届出事項の変更・事業の休廃止に関しても同様に1ヶ月以内に都道府県に届出が必要。
- 都道府県知事は、届出に関する事項を施設所在地の**市町村長に通知**すること。
(法59条の2第1項、2項、3項)

届出事項

○設置届出事項

⇒①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④事業を開始した年月日 ⑤施設の管理者の氏名及び住所 ⑥その他厚生労働省令（施行規則第49条の3）で定める事項（開所時間、提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項等）

○変更届出事項、休廃止に伴う届出事項

⇒上記①②③⑤

事業所

定期報告

認可外保育施設の設置者は、毎年、施設の**運営状況**を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第59条の2の5第1項)

報告事項

- ①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
③建物その他の設備の規模及び構造 ④施設の管理者の氏名及び住所
⑤開所している時間 ⑥提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ⑦乳幼児の人数 ⑧入所定員 ⑨職員配置及び勤務の体制 等（施行規則第49条の7）

都道府県 (指定都市・中核市含む)

地域住民

公表

都道府県知事は、毎年、運営状況報告、報告徴収、立入調査等により、得た情報をとりまとめ、関係**市町村長に通知**するとともに、**公表**すること。
(法第59条の2の5第2項)

連携

通知

市町村

保育の実施主体

その他通知・公表事項

- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書に関する情報提供等
都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、**市区町村等にも情報提供を行い**、市区町村等から一般へ情報提供が行われるよう求めること。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）より

認可外の居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター事業者）に係る主な経緯

- 平成26年3月 ベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見される事件（平成30年9月に最高裁で懲役26年の判決が確定）
- 同月 厚生労働省ホームページに「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を掲載（子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者に当該留意点の掲載を依頼）
- 平成26年7月 社会保障審議会 児童部会 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会設置（同年8月～11月まで、計4回開催）
- 平成26年11月 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ
- 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行により、居宅訪問型保育事業を含む地域型保育事業が児童福祉法上位置づけられたことを受け、6人以上の児童を預かるベビーシッター事業者が認可外保育施設として届出の対象に
- 平成27年12月 児童福祉法施行規則（省令）改正、指導監督基準（通知）改正（平成28年4月施行）
 - ・ 認可外保育施設・ベビーシッター事業者に対する届出対象を拡大（1日当たり1人以上5人以下の乳幼児を保育する事業者を対象）
 - ・ 1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設・事業者研修受講状況の届出義務
- 平成29年11月 施設で発生した事故についての報告義務を規定（省令改正）



昨年10月からの無償化を契機に、認可外保育施設の更なる質の確保・向上を図っていくことが重要。

（参考）

「真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議～幼児教育・保育の無償化に当たって～」（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保質確保・向上等

P D C Aサイクルを活用した国と地方の協議については、年内に協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に検討すること。

「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について（意見）」（平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会、子ども・子育て検討会議）（抜粋）

1 認可外保育施設等における質の確保・向上について

（2）待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもに配慮し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設等は無償化の対象とする経過措置を設ける場合であっても、最大限、子どもたちの安全が確保される方策について検討し、対応を図ること。

（3）児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督が実効性をもって徹底されるよう必要かつ十分な支援を行うこと。

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 : 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準(乳幼児) : (保育士) 0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1 ○職員 : 保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙
設備	○全年齢共通 ・ 保育室 1.65㎡以上/人 ・ 調理室、便所	—	—
非常災害に対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
 - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
 - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にカリキュラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目	
①居宅訪問型保育の概要	1時間
②乳幼児の生活と遊び	1時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間
④乳幼児の食事と栄養	1時間
⑤小児保健Ⅰ	1時間
⑥小児保健Ⅱ	1時間
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2時間
2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目	
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2時間
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1時間
⑩居宅訪問型保育の運営	1時間
⑪安全の確保とリスクマネジメント	1時間
⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
⑭子ども虐待	1時間
⑮特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
3. 研修を進める上で必要な科目	
⑯実践演習	1～2日
4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目	
⑰実施自治体の制度について	1時間
計	20時間 + 1日以上の実践演習

東京都のベビーシッター利用支援事業の研修要件

【従事要件】

- 1 本事業の参画事業者として認定されたベビーシッター事業者に所属していること。
- 2 「東京都居宅訪問型保育基礎研修」及び「ガイダンス研修」を修了していること。
ただし、居宅訪問型保育基礎研修については、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。(詳細は下表のとおり)

(○:受講が必要 ー:受講免除)

※ACSA:公益社団法人全国保育サービス協会

科 目	所要時間	原則 (右の資格等に 該当しない場合)	一部受講免除 又は 補足研修受講対象							
			東京都又はACSA の居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※2)	ACSA ベビーシッター養成 (新任)研修+現任 研修修了者	ACSAの 認定ベビーシッター 資格保有者	子育て支援員専門 研修(地域保育コー ス)修了者(※3)	保育士	東京都内の地域型 の家庭的保育者 (※4)	看護師で一定の保 育経験を有する者 (※5)	
居宅訪問型 保育基礎 研修(全5 日間)	1 居宅訪問型保育の概要	1時間	○				○			
	2 乳幼児の生活と遊び	1時間	○							
	3 乳幼児の発達と心理	1.5時間	○							
	4 乳幼児の食事と栄養	1時間	○							
	5 小児保健Ⅰ	1時間	○							
	6 小児保健Ⅱ	1時間	○							
	7 心肺蘇生法(実技講習)	2時間	○							
	8 居宅訪問型保育の保育内容	2時間	○				○			ー
	9 居宅訪問型保育における環境整備	1時間	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
	10 居宅訪問型保育の運営	1時間	○				○			
	11 安全の確保とリスクマネジメント	1時間	○				ー			
	12 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間	○				○			
	13 居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間	○				○			
	14 子ども虐待	1時間	○				ー			
	15 特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間	○				○			○
	16 実践演習Ⅰ 保育技術(お世話編)	1~2日	○				○			○
	17 実践演習Ⅱ 保育技術(遊び編)		○				○			○
ガイダンス研修(事業の説明) ※11月以降、実施予定	1~2時間	○	○	○	○	○	○	○	○	
補足研修(※1) ※11月以降、実施予定	半日~1日	ー	ー	ー	○(※6)	ー	○	○	○	

(※1)補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した1、8、9、10の4科目を半日から1日に集約して実施。他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可。

(※2)基礎研修は、平成27年度以降、東京都又は公益社団法人全国保育サービス協会が実施したものに限る。

(※3)子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。

(※4)東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)を指す。

(※5)「一定の保育経験」とは、子ども・子育て支援新制度における保育所、認定こども園及び地域型保育事業での乳幼児の保育経験を指す。

(※6)公益社団法人全国保育サービス協会の認定ベビーシッター資格保有者のうち、現在ベビーシッターとして活動している者は、補足研修の受講を免除する。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン適合状況調査サイトについて

子どもの預かりサービスに関するマッチングサイトを運営する事業者について、国が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかどうかを調査し、調査結果を公表等することにより、マッチングサイト運営事業者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的とした事業を平成27年度から実施。

(URL : <https://matching-site-guideline.jp/>)

【調査サイト画面】

子どもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト
ガイドライン適合状況調査サイト

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省 子どもの預かりサービスの
マッチングサイトに係るガイドライン*

当サイトは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の委託事業として実施しているものです。

ガイドラインとは 適合状況一覧 子どもの預かりサービス
関連情報 お知らせ 更新情報 お問い合わせ

子どもの預かりサービスのマッチングサイトをお探しの方

子どもを預ける前に必ず **チェック**✓

ベビーシッターなどを利用する時の留意点 (厚生労働省)

このサイトについて

ガイドライン適合状況調査サイト(以下、本サイト)は、平成30年度の厚生労働省委託事業としてビットクルー株式会社が運営しています。本サイトは、子どもの預かりサービスのマッチングサイト(以下、マッチングサイト)が、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかの状況を調査し、調査結果を公表等することで、マッチングサイト運営者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的としています。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドラインとは

子どもの預かりサービスのマッチングサイト一覧へ ▶

【マッチングサイト一覧】

※掲載に合意したサイト運営事業者のみ掲載している。

No.	サイト名
1	KIDSLINE (キッズライン)
2	ケアファインダー
3	ベビーシッターCRADLE (クレイドル)
4	imom.jp (アイマムドットジェーピー)
5	Child forest (チャイルドフォレスト)
6	comorinet (コモリネット)
7	安心保育予約サイト『子ごころ』
8	保育ママ.com
9	ANYTIMES (エニタイムズ)
10	SERUSAPO (セルサポ)
11	Sitters Bird (シッターズバード)
12	withB (ウィズビー)
13	にこまち
14	KIDSNA (キズナシッター)
15	オムニシッター
16	mamacoco (ママココ)

◆ ガイドラインの目的

マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。

◆ マッチングサイト運営者が遵守すべき事項

- ・ 保育者のマッチングサイトへの登録について
都道府県知事等への届出を行った者に限る。登録の受付の際に証明書類等の提出を求め、定期的な研修の受講状況を確認する。
- ・ 複数登録の禁止について
1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること。
- ・ 相談窓口の設置について
保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設けること。
- ・ トラブル解決のための措置について
保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブルの解決のための措置を講ずること。

◆ マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき以下の事項について利用規約として定めることが適当。遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当。

- ・ 事前の面接について
保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。
- ・ 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示について
保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、身分証明書及び都道府県知事等への届出証明書類を保護者に示すこと。
- ・ 事前の保育場所の見学等について
保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること。
- ・ 保育士証等の提示について
保育者は、保育者や認定ベビーシッター等の資格を持っている場合は、保育士証等を保護者に提示すること。
- ・ 研修の受講状況について
保育者は、研修の受講状況等を保護者に示すこと。
- ・ 保険への加入について
保育者、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ・ 預かっている間の乳幼児の様子報告について
保育者は、預かっている間も利用者の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。
- ・ 緊急事態への対応について
保育者は、緊急事態が生じた際に、保護者にすぐ連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。
- ・ 乳幼児の引き渡し時の報告について
保育者は、乳幼児の引き渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。